

令和7年度年金額

支給される年金等	根拠条文or計算式	新規裁定者（68歳到達年度前）		既裁定者（68歳到達年度以後）		既裁定者（68歳到達年度以後）	
		S33.4.2以後生まれ		S31.4.2～S33.4.1生まれ		S31.4.1以前生まれ	
改定率	令和6年度の改定率× ※名目手取り賃金変動率or物価変動率 ×年金額の改定率	1.045	×1.019	1.045	×1.019	1.042	×1.019
老齢基礎年金	国民年金法第27条/平成16年度基準額	780,900	×1.065	831,700円	780,900	×1.065	831,700円
障害基礎年金1級	国民年金法第33条2項		1,039,625円		1,039,625円		1,036,625円
” 2級	国民年金法第33条		831,700円		831,700円		829,300円
” 子の加算	国民年金法第33条の2	224,700	×1.065 第2子まで	239,300円	224,700	×1.065 第2子まで	239,300円
障害厚生年金最低保障額	厚生年金法第50条3項	831,700	×3/4	623,800円	831,700	×3/4	623,800円
遺族基礎年金（子一人）	国民年金法第38.39条		1,071,000円		1,071,000円		1,068,600円
中高齢寡婦加算(65歳まで)	厚生年金法第62条	831,700	×3/4	623,800円	831,700	×3/4	623,800円
配偶者加給年金	厚生年金法第44条2項	224,700	×1.065	239,300円	224,700	×1.065	239,300円
子の加給年金	厚生年金法第44条2項	224,700	×1.065 第2子まで	239,300円	224,700	×1.065	239,300円
定額単価	特別支給老齢厚生年金の元になるもの	1,628	×1.065	1,734円	1,628	×1.065	1,734円
							1,729円

※名目手取り賃金変動率2.3%－マクロ経済スライド調整率0.4%＝1.9%

子の加算・配偶者加給年金・子の加給年金は、新規裁定者の改定率によらず 記載がないものは第2子までと読み替えてください

令和3年4月からの改定ルール

賃金・物価スライドの状態	新規裁定者	既裁定者
賃金 > 物価	名目手取り賃金変動率	物価変動率
賃金 < 物価	名目手取り賃金変動率	名目手取り賃金変動率

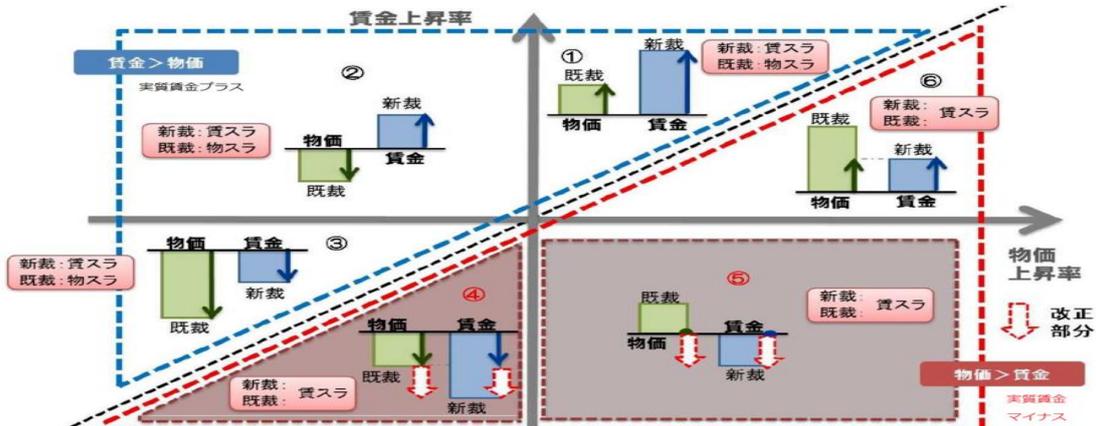
参考：日本年金機構ホームページより

年金額の改定ルール（令和3年4月から）

平成28年に成立した「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第114号）」により、この賃金・物価スライドの改定ルールは、賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定します。

賃金・物価スライドの見直し

賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応



年金生活支援者給付金の概要

給付金	要件	支給金額
老齢年金生活支援者給付金	65歳以上で、老齢基礎年金を受けている 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている 前年の年金収入金額とその他の所得の合計が889,300円以下である ※昭和31年昭和31年4月1日以前に生まれた方は887,700円以下	以下1と2の合計額 1.保険料納付済期間に基づく額（月額） ＝5,450円×保険料納付済期間÷480月 2.保険料免除期間に基づく額（月額） ＝11,551円×保険料免除期間÷480月
補足的 老齢年金生活者支援給付金	65歳以上で、老齢基礎年金を受けている 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている 前年の年金収入金額とその他の所得の合計が789,300円超889,300円以下である ※昭和31年4月1日以前に生まれた方で787,700円を超え887,700円以下	5,450円×保険料納付済期間÷480月×調整支給率 ※調整支給率＝(889,300円－前年の年金収入金額とその他の所得の合計)÷100,000円 ※昭和31年4月1日以前に生まれた方は887,700円
障害年金生活支援者給付金	障害基礎年金を受けている 前年の所得額が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円」以下	1級 月額6,813円 2級 月額5,450円
遺族年金生活支援者給付金	遺族基礎年金を受けている 前年の所得額が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円」以下	月額5,450円